

令和6年度第3回豊川市空家等対策協議会議事概要

開催日時 令和7年3月24日（月）
午後2時00分～午後3時30分
場 所 豊川市防災センター 1階市民研修室

1 開会

2 議題

(1) 取組状況等の報告について

- ・空家等に関する相談件数の報告について
- ・空家バンク及び補助事業等の実施状況について

議題（1）についての質疑応答、発言

（委員）

「資料1-1で重複の相談は内容も同じなのか。」

（事務局回答）

「同じ内容の相談が多い。中でも草木の繁茂が一度は解決しても再度発生というものが多い。」

（委員）

「資料1-2の解体補助金について。今年度は件数が多い。解体費補助金額としてはピークが続くという考え方か。」

（事務局回答）

「引き続きニーズが高いと思われる。」

（委員）

「相談件数の報告の中で空家率は減少しているが、効果のあった対策は何か。」

（事務局回答）

「老朽空家等解体費補助金など空家等対策の制度の周知と、高齢者へ予防・啓発の講座の開催を続けている。」

(委員)

「空家の数は平成29年度の空家数のデータベースを基にして、何らかの情報で増減をしているという事か。」

(事務局回答)

「職員が現場確認や相談があったもので空家数の加除をしている。」

(2) 令和7年度事業について

議題(2)についての質疑応答、発言

(委員)

「出前講座や高齢者大学を受けて、空家の相談に繋がったという声はあるか。」

(事務局回答)

「所有の空家の相談や近所の空家を心配して相談をいただいているケースもある。」

(委員)

「講座は地域から手を挙げるのか、市の働きかけで行うのか。」

(事務局回答)

「どちらもあるが、高齢者大学については地区ごとに講座内から選択をする。一つであった空家講座も複数回選択いただけるようメニューを増やしている。」

(委員)

「電子回覧板などの活用も空家等対策を高齢者だけでなく子供世代にも伝えられるのではないか。」

(事務局回答)

「電子回覧板が使える町内会に関して活用したいと思う。」

(3) 空家法改正に伴う取組の方針等について

- ・管理不全空家等及び空家等管理活用支援法人について
- ・所有者不存在及び無接道の空家等への対応について

議題(3) 管理不全空家等及び空家等管理活用支援法人についての質疑応答、発言

(委員)

「管理不全空家の認定は部署がやるが、基準により認定数が大幅に変わるということか。」

(事務局回答)

「認定自体は事務局でやり、協議会で結果を報告する予定である。認定基準を愛知県のガイドラインなどを基に作成するが、その時に本市の考えを相談させていただくことになる。」

議題（３）所有者不存在及び無接道の空家等への対応についての質疑応答、
発言

(委員)

「所有者不存在で費用回収が見込めない案件への対応は。」

(事務局回答)

「市が相談者となり相談事業を活用し、まずは市の負担や処分のプロセスを認識する必要がある。近隣住民への影響があるものは各分野の専門団体に協力をお願いし、積極的に介入し話を進めていきたい。」

(委員)

「今出てきたような空家を、管理不全空家に認定するという考えか。所有者不存在や税金の滞納も管理不全空家の認定の基準に入るのか。」

(委員)

「それならば相続財産管理人を選任するのが妥当ではないか。」

(事務局回答)

「所有者不存在は管理不全との考えは市としてもあるが、状態の良い空家は管理不全空家になるのを待たず活かすタイミングがある物件については税務部局などと情報共有して早急に話を進めたい。」

(４) 特定空家等への対応について

議題（４）についての質疑応答、発言

(委員)

「勧告に行ってしまうと代執行までのスケジュールが決まってしまうという事ではない？」

(事務局回答)

「このままでは勧告になるので対処するようにという通知をまず出すことに

なる。その時の建物の状態や所有者の反応や考え方で勧告に移るかどう
事務局では判断するという事になる。」

3 その他・意見交換

(委員)

「いろいろな世代や立場の方が空家等の問題について触れられる媒体がある
のも大切かと思う。」

(事務局回答)

「いろいろな場面を利用していろいろな世代に空家の情報が伝えられるよう
にしたい。」